

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち保健福祉部に係るもの（平成20年岩手県告示第251号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
長寿社会課	老人福祉施設整備費補助、岩手県老人クラブ連合会活動促進事業費補助、地域支援事業交付金、認知症介護実践者等養成事業費補助、介護保険財政安定化交付金、介護保険苦情処理体制整備費補助、介護支援専門員研修事業費補助、介護保険サービス利用者負担助成事業費補助、高齢者権利擁護等推進事業費補助、地域密着型サービス施設等整備事業費補助、介護施設開設準備経費等事業費補助、特別養護老人ホーム等ユニット化改修等事業費補助、介護施設等簡易陰圧装置設置事業費補助、介護施設等多床室個室化改修事業費補助、介護施設等ゾーニング環境等整備事業費補助、介護職員初任者研修受講支援事業費補助、介護従事者確保事業費補助、介護ロボット等導入支援事業費補助、外国人介護人材受入支援費補助、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助、介護職員処遇改善事業費補助、緊急時介護人材確保、職場環境復旧等支援事業費補助、介護サービス事業所等感染症対策継続事業費補助及び医療療養病床転換事業費補助	長寿社会課	老人福祉施設整備費補助、岩手県老人クラブ連合会活動促進事業費補助、地域支援事業交付金、認知症介護実践者等養成事業費補助、介護保険財政安定化交付金、介護保険苦情処理体制整備費補助、介護支援専門員研修事業費補助、介護保険サービス利用者負担助成事業費補助、高齢者権利擁護等推進事業費補助、地域密着型サービス施設等整備事業費補助、介護施設開設準備経費等事業費補助、特別養護老人ホーム等ユニット化改修等事業費補助、介護施設等簡易陰圧装置設置事業費補助、介護施設等多床室個室化改修事業費補助、介護施設等ゾーニング環境等整備事業費補助、介護職員初任者研修受講支援事業費補助、介護従事者確保事業費補助、介護ロボット等導入支援事業費補助、外国人介護人材受入支援費補助、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助、介護職員処遇改善事業費補助、緊急時介護人材確保、職場環境復旧等支援事業費補助、介護サービス事業所等感染症対策継続事業費補助、 <u>介護施設等応援職員派遣協力等事業費補助</u> 及び医療療養病床転換事業費補助
障がい保健福祉課	障害者支援施設等整備費補助、障がい福祉職員処遇改善事業費補助、障がい福祉サービス支援事業費補助、障害者支援施設等感染症対策継続事業費補助、生産活動拡大支援事業費補助、難聴児補聴器購入助成事業費補助、在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助、在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助、医療的ケア児等感染症対策支援	障がい保健福祉課	障害者支援施設等整備費補助、障がい福祉職員処遇改善事業費補助、障がい福祉サービス支援事業費補助、障害者支援施設等感染症対策継続事業費補助、生産活動拡大支援事業費補助、 <u>障害者支援施設等応援職員派遣協力等事業費補助</u> 、難聴児補聴器購入助成事業費補助、在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助、在宅超重症児（者）等短期入

事業費補助、自殺対策事業費補助、自殺対策
緊急強化事業費補助及び地域自殺対策強化事
業費補助

[略]

所支援事業費補助、医療的ケア児等感染症対
策支援事業費補助、自殺対策事業費補助、自
殺対策緊急強化事業費補助及び地域自殺対策
強化事業費補助

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。